

香南市建設工事の予定価格に係る積算疑義申立手続に関する要綱（令和元年香南市告示第55号）の一部を改正する告示

新	旧
（定義） 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）～（4） （略） （5） 土木系建設工事 <u>国又は高知県が定める土木工事標準積算基準等により積算を行う建設工事</u>をいう。 （6） 入札参加者 第4条第1項に規定する<u>競争入札</u>において、入札書を提出した者（<u>電子入札の場合にあっては、電子入札システムにより入札金額を送信した者</u>）をいう。 （申立て対象） 第4条 この告示を適用し疑義申立ての手続を行う入札は、土木系建設工事及び土木設計委託業務における<u>競争入札</u>とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。 2 （略） （金入り設計書の開示等） 第5条 （略） 2・3 （略） 4 <u>落札候補者が決定した場合において、次条の規定による疑義の申立期間の終了までに疑義の申立てがないときは、疑義の申立て期間の終了をもって落札候補者名を公表するものとする。</u> 5 <u>落札候補者が決定した場合において、疑義の申立てがあったときは、第10条第3項の規定による疑義申立事項確認等の結果の公表後に落札候補者名を公表するものとする。</u>	（定義） 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）～（4） （略） （5） 土木系建設工事 <u>土木一式工事及び水道施設工事</u>をいう。 （6） 入札参加者 第4条第1項に規定する<u>一般競争入札</u>において、入札書を提出した者をいう。 （申立て対象） 第4条 この告示を適用し疑義申立ての手続を行う入札は、土木系建設工事及び土木設計委託業務における<u>一般競争入札</u>とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。 2 （略） （金入り設計書の開示等） 第5条 （略） 2・3 （略） 〔新設〕 〔新設〕

(疑義申立ての方法)

第7条 前条の疑義申立てができる者は、第5条第2項の規定により金入り設計書閲覧申請書を提出した上で、金入り設計書を閲覧した入札参加者に限るものとし、疑義申立ての方法は、積算疑義申立書（様式第2号）を契約管財課に電子メールで送信する方法又は直接持参する方法とする。

2 疑義申立てに当たっては、工事担当課に直接申立ての内容を確認することはできないものとする。ただし、入札参加者が金入り設計書の内容を工事担当課に確認した上で、疑義の申立てをする必要があると契約管財課長が認めた場合は、当該工事担当課の同席の上、疑義の申立てをすることができる。

第9条 前条の規定にかかわらず、疑義申立てが次の各号のいずれかに該当するときは、当該金入り設計書の内容の確認を行わないものとする。

- (1) (略)
- (2) 第7条第1項に規定する方法以外の方法で提出されたもの
- (3)～(7) (略)

(疑義の申立てに伴う入札手続の取扱い)

第11条 疑義の申立てがなかった場合又は第9条の規定により疑義申立てとして取り扱わなかった場合は、入札手続を継続する。

2 第7条に規定する積算疑義の申立てがあった場合は、次のとおり対応する。

- (1) 金入り設計書に誤りがなかった場合は、入札手続を継続する。
- (2) 金入り設計書に誤りがあった場合は、設計金額、予定価格及び最低制限価格を修正した上で、改めて落札候補者の決定を行う。

(疑義申立ての方法)

第7条 前条の疑義申立ては、積算疑義申立書（様式第2号）を、契約管財課に電子メールで送信する方法又は直接持参する方法とし、工事担当課に直接申立て内容を確認することはできないものとする。ただし、入札参加者が金入り設計書の内容を工事担当課に確認した上で、疑義の申立てをする必要があると契約管財課長が認めた場合は、工事担当課の同席の上、疑義の申立てをすることができる。

[新設]

第9条 前条の規定にかかわらず、疑義申立てが次の各号のいずれかに該当するときは、当該金入り設計書の内容の確認を行わないものとする。

- (1) (略)
- (2) 第7条に規定する方法以外の方法で提出されたもの
- (3)～(7) (略)

(確認に伴う入札手続の取扱い)

第11条 疑義の申立てがなかった場合、第9条の規定により疑義申立てとして取り扱わなかった場合又は金入り設計書に誤りがなかった場合は、契約事務を継続する。

2 第7条に規定する積算疑義の申立てがあった場合は、次のとおり対応する。

[新設]

- (1) 金入り設計書に誤りがあった場合には、設計金額、予定価格及び最低制限価格を修正した上で、改めて落札候補者の決定を行う。

(3) <u>前号の規定により改めて落札候補者の決定を行った結果、当該入札の公正性が確保されると認められる場合は、入札手続を継続する。</u> 3・4 (略)	(2) <u>入札結果に影響がなく、公正性が確保されると判断した場合には、契約手続を継続する。</u> 3・4 (略)
---	---